

平成 19 年(2007 年)10月3日

拓殖大学客員教授/軍事評論家 江畑謙介

情報セキュリティ政策会議 第14回会合

議事内容意見書

1: GSOCの実効性のある確実な運用態勢の確立を

昨今、各国においてサイバー攻撃の顕著な被害報告が続出している。その攻撃者、目的などは必ずしも明確ではないが、国境を越えた攻撃が増大しているのは、顕著な傾向である。

我が国の政府機関、重要インフラに対してどのようなサイバー攻撃が行われたかについては、当方の探知・対応能力に関する秘密保持の目的もあって明らかにできない部分が多いが、攻撃の有無、その手法、実際に生じた被害、採られた対策と効果などの情報は貴重なものである。

それらの情報を、各省庁や重要インフラ、一般企業などが隠したり独占したりすることなく(一般に広く公開する必要はないが)、共有し、サイバー攻撃に対する防衛保護能力を高めなければならない。

そのためには、新設されるGSOCに対する各省庁のみならず、企業の自主的な協力(情報提供)も求められる。サイバー空間の安全確保は国、世界の人々と企業全体の基盤と考え、積極的な情報提供・共有態勢が作られるよう、広く国民全体に訴え、強調していく必要がある。

2: 情報(安全)基本法の制定を

これからのNISCの役割と規模、権限などをふくめて、「情報セキュリティ基本法」(仮称)のような基本法が必要と考えられる。

また情報全般に関する秘密保護と民主主義における知る権利の確保に関する「情報(保護)基本法」(仮称)の必要性に対する認識も高まっている。

サイバースペースを主な対象とする「情報セキュリティ基本法」と、情報の開示・保護を対象とする「情報(保護)基本法」とを別個にした方が良いのか、一体化した方が良いのかは研究が必要だが、情報セキュリティに関する基本法が実現するなら、この分野における我が国の国際協調・貢献で範となるであろう。

(了)